

本号で公布された条例のあらまし

知事の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四号）

（人事課）

一 趣旨

知事の期末手当を支給しない期間を延長するための改正

二 内容

知事の期末手当を支給しない期間を令和五年八月三十日まで延長

三 施行期日

公布の日